

ECO-TOP プログラム変更申請等の手続の見直し（案）

1 変更申請の見直し

(1) 概要

変更申請時の手続簡素化の観点から、都への提出書類の一部省略等の見直しを行う。現行の制度において、新規申請に加えて更新申請の際にも詳細事項の審査を行っている。また、認定大学において教育点検システムがあり、継続的に改善するシステムがある。

そこで、カリキュラム等の軽微な変更時においては、必要最低限の書類提出に留めるものとする。

(2) 見直し内容

審査事項及び提出書類は、資料 4-1 のとおり変更する。

2 認定の有効期間の見直し

(1) 概要

認定の有効期間については、6年以内に更新を受けなければ、その効力を失う。一方で、認定大学に本プログラムを更新する意思がないが、現に履修生が在籍している場合において、その履修生が修了するまでの間、認定の有効期間を延長する必要がある場合がある。

そこで、上記の場合においては、例外規定として認定の有効期間を延長できるものとする。

(2) 見直し内容

・現行の認定の効力

認定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

・見直し後の例外規定

各大学において、本プログラムを更新する意思がなく、かつ現に履修生がいる場合には、その履修生が修了するまでの間（最大4年間）に限り、認定の有効期間を延長することができる。

ただし、有効期間を延長した後は、更新の申請はできないものとする。

3 その他

(1) 申請様式の追加

本プログラム認定有効期間延長申請書及び認定取下げ申出書の様式を追加する。
(資料 4-2、4-3 参照)

(2) 新規認定及び認定更新の申請様式

新規認定及び認定更新の申請様式については、変更しない。(資料 4-4 参照)